

科目3

子ども家庭福祉施策と
放課後児童クラブ

科目3：子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

ねらい

- 子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。
- 放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。
- 放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。

主な学習内容

- 子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要
- 障害児福祉施策の概要
- 児童虐待防止等の施策の概要
- 放課後児童クラブと関連する放課後関係施策

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
制度改正の経緯を知る
2. 子ども・子育て支援新制度について
3. 新・放課後子ども総合プランについて
4. 放課後児童クラブの関連施策について

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の 制度改正の経緯を知る

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の 制度改正の経緯を知る

年度（西暦）	主な動き・内容
平成 9年 （1997年）	<ul style="list-style-type: none">▶中央児童福祉審議会が「放課後児童健全育成事業」の法定化（位置付けの明確化）を答申▶児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業」を法定化（平成10年4月1日施行）
平成11年 （1999年）	<ul style="list-style-type: none">▶「新エンゼルプラン」を策定（平成12年～16年）<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ 9,000カ所→11,500カ所
平成16年 （2004年）	<ul style="list-style-type: none">▶「子ども・子育て応援プラン」を策定（平成17年～21年）<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ 15,133カ所→17,500カ所
平成19年 （2007年）	<ul style="list-style-type: none">▶「放課後児童クラブガイドライン」（局長通知）を策定

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の 制度改正の経緯を知る

年度（西暦）	主な動き・内容
平成21年 （2009年）	<ul style="list-style-type: none">▶「子ども・子育てビジョン」を策定（平成22年～26年）・放課後児童クラブ 81万人→111万人
平成26年 （2014年）	<ul style="list-style-type: none">▶「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令基準）を策定▶市町村が国の省令基準に基づき、設備及び運営に関する条例を制定▶「放課後子ども総合プラン」を策定（平成31年度末までに、約30万人分を新たに整備）▶「少子化社会対策大綱」を閣議決定（目標：2019年度末）・放課後児童クラブ：122万人・放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数：解消をめざす▶「放課後児童クラブ運営指針」を策定（局長通知）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の 制度改正の経緯を知る

年度（西暦）	主な動き・内容
平成27年 （2015年）	子ども・子育て支援新制度施行
平成28年 （2016年）	運営指針解説書策定

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の 制度改正の経緯を知る

	新制度施行前	新制度施行後（平成27年4月～）
対象児童 （児童福祉法 第6条の3第2項）	おおむね10歳未満の 留守家庭の小学生	留守家庭の小学生
設備及び運営 の基準 （児童福祉法 第34条の8の2）	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を 制定 [従事する者及び員数、施設、開所日数、 時間など…参酌すべき基準]
市町村の関与 （児童福祉法 第34条の8第2項）	開始後1ヶ月以内に事後 の届け出など [届け出先：都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先：市町村]

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の 制度改正の経緯を知る

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。（略）

第5号 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

参考資料

- ・厚生労働省(2021)『改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館
- ・放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会(2020)『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材(第2版)』中央法規



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目3

子ども家庭福祉施策と
放課後児童クラブ

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
制度改正の経緯を知る
2. 子ども・子育て支援新制度について
3. 新・放課後子ども総合プランについて
4. 放課後児童クラブの関連施策について

2. 子ども・子育て支援新制度について

2. 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条第3項 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

◆小1の壁の打破

◆子ども・子育て会議

2. 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 1 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。（以下略）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

◆市町村が作成する子ども・子育て支援事業計画に基づいたもの

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

国主体

仕事・子育て 両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型
保育事業
⇒ 事業所内保育を
主軸とした企業主
導型の多様な就労
形態に対応した保
育サービスの拡大
を支援（整備費、運
営費の助成）

・企業主導型
ベビーシッター
利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や
夜勤等の多様な働
き方をしている労働
者が、低廉な価格
でベビーシッター派
遣サービスを利用
できるよう支援

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

2. 子ども・子育て支援新制度について

消費増税分を活用し子育てを社会全体で支える仕組み

●支援の**量**を拡充！ 待機児童の解消をはじめ、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指す。

子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やす。1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やす。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気の際に預けられる「病児保育」などの支援も増やす。

●支援の**質**を向上！ 子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員配置の改善

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員の処遇改善

放課後児童クラブの充実

放課後児童支援員
認定資格研修

参考資料

・内閣府 子ども・子育て支援新制度

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目3

子ども家庭福祉施策と
放課後児童クラブ

も
く
じ

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
制度改正の経緯を知る
2. 子ども・子育て支援新制度について
3. 新・放課後子ども総合プランについて
4. 放課後児童クラブの関連施策について

3. 新・放課後子ども総合プランについて

3. 新・放課後子ども総合プランについて

策定の経緯

【平成19年3月14日 放課後子どもプラン策定】

【平成26年7月31日 放課後子ども総合プラン策定】

【平成28年6月2日 ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定）】

追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

【平成29年12月8日 新しい経済政策パッケージ（閣議決定）】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。

【平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）】

2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

平成30年9月14日 「新・放課後子ども総合プラン」の策定・公表

3. 新・放課後子ども総合プランについて

放課後児童対策の課題

- ◆「小一の壁」の打破
- ◆待機児童の解消
- ◆全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、
多様な体験・活動を行うことができる

3. 新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

- 放課後児童クラブについて、2021(令和3)年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023(令和5)年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

参考資料

- ・厚生労働省 新・放課後子ども総合プラン
<https://www.mhlw.go.jp/content/shinnplan.pdf>
- ・各市町村が作成している
「市町村子ども・子育て支援事業計画」を参照



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目3

子ども家庭福祉施策と
放課後児童クラブ

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
制度改正の経緯を知る
2. 子ども・子育て支援新制度について
3. 新・放課後子ども総合プランについて
4. 放課後児童クラブの関連施策について

4. 放課後児童クラブの関連施策について

4. 放課後児童クラブの関連施策について

◎児童館 児童福祉法第40条

児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

	小型児童館	児童センター		大型児童館	
			大型児童センター	A 型	B 型
機能・特徴	・児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする ・地域組織活動を促進する	小型児童館機能 +体力増進指導機能	小型児童館機能 +特に年長児童の活動に配慮	児童センター機能 +県内児童館の指導及び連絡調整等	児童センター機能 +自然の中で宿泊や野外活動が行える機能
対象	18歳未満のすべての児童				

4. 放課後児童クラブの関連施策について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第37条第2項 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康および行動につき、その保護者に連絡しなければならない

【活動内容】

子どもたちの自主性、社会性、創造性を高めるよう遊びを通じての健全育成、安心して過ごせる子どもの居場所の提供、子どもが意見を述べる場の提供、配慮を必要とする子どもへの対応、子育て支援、地域の健全育成の環境づくり、ボランティア等の育成と活動支援、放課後児童健全育成事業 等

4. 放課後児童クラブの関連施策について

◎放課後子供教室

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環であり、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動

【活動内容】

学習活動、スポーツや文化・芸術などの体験活動、多世代や異年齢集団の交流活動、昔遊びなどの提供など

4. 放課後児童クラブの関連施策について

児童福祉法第6条2の2

◎放課後等デイサービス事業

学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供する

◎保育所等訪問支援事業

障害のある子どもが集団生活に適應することができるよう障害の状況や環境に応じて適切な支援を行うもので、保育所や放課後児童クラブ職員への支援や、子どもへの直接支援を行うもの

参考資料

- ・「児童館ガイドライン」
(平成30年10月1日 厚生労働省子ども家庭局長通知)



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。